12月は県内共通の「ストップ滞納!!強化月間」です

市税・国民健康保険税を未納のまま放置すると、預貯金や不動産などの財産が差し押さえられる場合があります。納め忘れがないか今一度、確認をお願いします。なお、災害や病気、事業の廃止、失業などのやむを得ない事情がある場合は、早期にご相談ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 ・【市税・国民健康保険税について】納税課（1階）☎561-6541、FAX561-2479
・【県税について】県南部県税事務所（草津三）☎567-5406、FAX566-0439

子育て支援関連施設の年末年始休業

場所	休業日
子育て支援センター「ぽかぽかタウン」（さわやか保健センター3階）	12/26(木)～来年1/5(日)
つどいの広場「くれよん」（追分七）	12/28(土)～来年1/6(月)
ミナクサ☆ひろば（野路一、西友南草津2階）	12/29(日)～来年1/3(金)
ココクル♥ひろば（大路二、キラリエ草津2階）	
地域子育て支援センター「認定こども園みのり保育園」（上笠一）	
笠縫東児童センター（平井二）	
地域子育て支援センター「くさつ優愛保育園モンチ」（南笠町）	12/28(土)～来年1/5(日)
ファミリー・サポート・センター（さわやか保健センター3階）	

問 子育て相談センター（さわやか保健センター3階）☎561-2339、FAX561-2491

年末年始のごみの収集・持ち込み

■焼却ごみ類の収集

年末年始は特別体制で収集を行うため、普段と収集時間が大きく異なることがあります。ごみは必ず当日の朝6:00～8:00の間に、ごみ集積所へ出してください。

収集日	収集地区	収集日	収集地区
12月30日(月)	草津A、草津B、大路B、矢倉A、矢倉B、老上A、老上B、山田A、山田B、上笠、笠縫A	12月31日(火)	志津A、志津B、大路A、渋川、玉川A、玉川B、笠山、笠縫B、平井、常盤

※来年1月は年始休暇に伴って収集日が一部変更になっていますので「草津市ごみカレンダー」をご確認ください

■来年1月の粗大ごみ戸別収集の申込締切日の変更

来年1月6日(月)～10日(金)の粗大ごみの戸別収集は、一部の収集地区で申込締切日が通常と異なりますので、ご注意ください。

●締切日変更地区

粗大ごみ収集地区	収集日	申込締切日時	
志津A、志津B	来年1月6日(月)	12月23日(月)	17:15
矢倉A、矢倉B、山田A	7日(火)	12月24日(火)	
玉川B、笠山	8日(水)	12月25日(水)	
玉川A	9日(木)	12月26日(木)	
老上A、老上B	10日(金)	12月27日(金)	

※来年1月13日(月・祝)以降の収集は、通常どおり収集日の7日前が締め切りです。自身の収集地区は「草津市ごみカレンダー」表の右上をご確認ください

■年末年始のごみの持込申請締切日の変更

年末年始のごみの持込は、申請締切日が通常と異なりますので、ご注意ください。

持込日	申請締切日		
	インターネット	電話	時間
12月27日(金)	12月24日(火)	12月25日(水)	締切日の17:15まで
12月28日(土)	12月25日(水)	12月26日(木)	
12月30日(月)			
来年1月4日(土)			
1月6日(月)			
1月7日(火)	12月26日(木)	12月27日(金)	
1月8日(水)	12月27日(金)	来年1月6日(月)	

24時間受付のインターネットの申し込みはこちら

申 ・【粗大ごみコールセンター】☎561-2300（平日8:30～17:15）
・【持込事前申請コールセンター】☎516-4030（平日8:30～17:15）

問 資源循環推進課（馬場町、クリーンセンター1階）☎562-6361、FAX566-1694

使用済みの電池、蛍光管は回収箱へ

家庭で使用済みの電池や蛍光管、水銀体温計は、市役所や各地域まちづくりセンターに設置している回収箱へ出してください。白熱球やグロー管、割れた蛍光管は「陶器・ガラス類」で、LEDは「破砕ごみ類」で、それぞれ収集日に出してください。年末年始は電池、蛍光管の排出が非常に多くなり、回収箱が溢れてしまうため、計画的に出してください。

問 資源循環推進課（馬場町、クリーンセンター1階）☎562-6361、FAX566-1694

65歳以上の人の所得税、市県民税の障害者控除

身体障害者手帳などを持っていない65歳以上で、次のいずれかに該当する人は、税の障害者控除の対象になる場合があります。

- 介護認定が要介護1以上の人で、身体障害者（6級以上）・知的障害者（軽度以上）の状態に準ずる人
- 6カ月以上歩くことができないか、座位が保てない状態の人（本人の状態により対象にならない場合があります）

税申告の際は、市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。令和6年分の確定申告に提示される場合は、早めに認定手続きをしてください。

申・問 長寿いきがい課（1階）☎561-2362、FAX561-2480

年末の交通安全県民運動（12月1日(日)～31日(火)）

運動の重点

1. 子どもと高齢者をはじめとする交通事故防止の推進
2. 飲酒運転、妨害運転などの危険運転の根絶
3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
4. 横断歩道利用者ファースト運動の推進

年末年始の時期は飲酒の機会が増え、無理な運転や飲酒などが原因となる事故の多発が心配されます。時間に余裕を持った行動を心掛け、飲酒運転をしない・させない環境をつくりましょう。

問 交通政策課（5階）☎561-2343、FAX561-2487

家屋を取り壊し・新築・増築した場合は、届け出を

固定資産税（都市計画税）は、毎年1月1日（賦課期日）の現況で課税されます。来年1月2日(木)以降に、所有権を移したり、家屋を取り壊した場合でも、1月1日現在の所有者に、令和7年度分の固定資産税の全額が課税されます。

適正な課税を行うため、以下の場合は届け出をお願いします。法務局で建築（新築）や取り壊し（滅失）の登記が済んでいる場合は、届け出は不要です。詳しくは、市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

- **家屋の建築や取得、用途の変更をしたとき**
  家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。10㎡未満の家屋や未登記の家屋を建築・増築または売買や相続で取得したとき、用途変更（店舗を住宅にするなど）をしたときはご連絡ください。
- **家屋を取り壊したとき**
  届出（取り壊し証明などが必要）がないと、課税される場合があります。
  ※住宅用の敷地として使用している土地は、特例で税額が低く抑えられています。住宅の取り壊しや、住宅用地以外の利用に変更すると、特例の適用がなくなり、前年度に比べ、税額が上がります
- **特例などの減額制度の適用の対象となる工事を実施したとき**
  耐震改修工事など減額対象の改修工事を行うと、翌年度の税額が下がる場合があります（工事完了後、3カ月以内の申告が必要です）。

償却資産の申告について

毎年1月1日現在で、不動産賃貸業を営んでいる場合や飲食店、美容室などを開業した場合など、事業用の資産がある場合は、市に申告する義務があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

草津市　償却資産　検索

問 税務課　資産税係（1階10番窓口）☎561-2310、FAX561-2479

忘れずに納めましょう

固定資産税・都市計画税（3期）
国民健康保険税（7期）
納期限（口座振替日）
来年1月6日(月)

- コンビニやスマホ（一部税、納付書除く）、金融機関でも納付できます
- 口座振替（自動払込）が便利で確実です！
- 納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課（1階）☎561-2311、FAX561-2479

来年4月～令和8年3月利用分 福祉バス一斉申込

インターネットで受け付けします。ネット環境のない人は、電話での手続きも可能です。仮予約後に改めて申込書類をご提出ください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

対 社会福祉団体など
他 一斉申込期間終了後は、窓口か電話、インターネットでの予約申込となります
申 来年1月15日(水) 9:00～15:00
申・問 健康福祉政策課（2階）☎561-2360、FAX561-2482